

令和2年4月改訂

介護福祉士修学資金等貸付事業 の手引き

(介護福祉士実務者研修受講資金)



社会福祉法人
宮崎県社会福祉協議会

目次

1	制度の概要	1
	(1) 対象者	
	(2) 貸付額	
	(3) 貸付期間	
	(4) 連帯保証人	
2	貸付けの申請	2
	(1) 申請の方法	
	(2) 貸付人数について	
	(3) 事業所等の推薦にあたっての留意事項	
	(4) 募集期間	
	(5) 申請書類	
3	貸付けの決定等及び通知、受講資金の交付	4
	(1) 選定方法	
	(2) 結果の通知	
	(3) 借用証書等の提出	
	(4) 受講資金の交付	
4	貸付契約の解除	5
5	再受験・返還免除対象業務従事予定者	6
	(1) 再受験予定借受人	
	(2) 返還免除対象業務従事予定借受人	
6	返還	7
7	返還の猶予	9
8	返還の免除	11
	(1) 当然免除について	
	(2) 裁量免除について	
	(3) 業務従事期間の計算方法	
9	延滞利息	13
10	届出	14
11	現況報告	15
12	提出先及び問合せ先	15
13	各種申請・届出等に必要書類一覧	16
14	貸付けの流れ	18
15	資料集	19

1 制度の概要

宮崎県社会福祉協議会（以下「宮崎県社協」という。）では、人材の福祉・介護分野への参入を促し、質の高い人材の確保・定着を図ることを目的に、宮崎県内及び県外の介護福祉士実務者研修施設（以下「実務者研修施設」という。）¹に在学し、介護福祉士を目指す学生に対し、受講資金の貸付けを行います。

この貸付金は、宮崎県内又は県外²（以下「宮崎県の区域」という。）で2年間介護等の対象業務に従事³した場合、返還が免除されます。

(1) 対象者⁴

実務者研修受講者で、実務者研修を修了後、最初に受験申込みが可能となる年度に行われる介護福祉士国家試験を受験できる方であり、宮崎県の区域で返還免除対象業務に従事しようとする方⁵。

(2) 貸付額

受講資金 200,000円以内

(3) 貸付期間

実務者研修を受講している期間

(4) 連帯保証人⁶

1名

【要件】

- ① 独立の生計を営む成年者
- ② 受講資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人とする。ただし、法定代理人のうち前項の要件を満たす者がいない場合は、この限りではない。⁶

1 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校をさします。

2 県外においては、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）又は国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設その他貸付実施細則第3条第1項第1号①アで定める機関（以下これらを「国立更生援護機関」という。）に限ります。

3 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務とします。

4 年齢制限はありません。

5 実務者研修の受講にあたり、国又は県が実施する他の事業等（職業訓練生、生活福祉士資金における修学の借受人、母子福祉資金における修学貸付の借受人等）の対象となった者は、本貸付を受ける事はできません（ハローワークの専門実践教育訓練給付は除く。）。

6 借受人が借り受けた受講資金については、連帯してその債務を負担していただきます。

6 未成年者の場合、連帯保証人は法定代理人となっていますが、法定代理人である方が生活保護受給者であった

2 貸付けの申請

(1) 申請の方法

- ・ 実務者研修施設等へ入学後、本会より申請関係書類を受け取ってください（もしくは本会HPよりダウンロードしてください）。
- ・ 従事している介護施設や事業所等の長の推薦状が必要となります（ただし、介護施設等の長からの推薦が取れない場合には、実務者研修施設の長の推薦も可とする）。
- ・ 申請関係書類をご記入後、貸付けを受けようとする者が直接本会へ申請してください。

(2) 貸付人数について

各年度に貸付人数が決まっています。

(3) 事業所等の推薦にあたっての留意事項⁷

- ① 成績が優秀で品行が正しく、将来優れた介護福祉士になることが十分期待される学生であり、家庭の経済状況等から真に受講資金の貸付けが必要と認められる方を優先して推薦すること。
- ② 実務者研修施設を修了後、宮崎県内で介護福祉士としての業務に従事しようとする意思を持っていることを確認の上、推薦すること。
- ③ 推薦状の推薦理由の欄には、成績や生活態度など推薦する理由を具体的にわかりやすく記載すること。

(4) 募集期間

随時（貸付人数が貸付枠に達した場合は、年度途中で募集を終了します。）

(5) 申請書類

- ・ 貸付申請書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 世帯全員の所得証明書⁸
- ・ 連帯保証人の所得証明書
- ・ 従事している介護施設や事業所等の長の推薦状（様式第3号）

り、無収入であるなどの場合は、連帯保証人になることはできませんので、資力のある者を別に連帯保証人として立てる必要があります。

⁷ 推薦いただいた方が、必ず貸付けを受けられるとは限りません。

⁸ 最新のもので、本人及び生計を同一する家族で所得のある者全員分必要です。

(ただし、介護施設等の長からの推薦が取れない場合には、実務者研修施設の長の推薦も可とする。)

- 個人情報取り扱い同意書 (様式第4号)
- 実務経験 (見込) 証明書 (様式第37号)
- 受講証明書 (様式第38号)
- その他会長が必要と認める書類

3 貸付けの決定等及び通知、受講資金の交付

(1) 選定方法

書類選考を行い、決定します。

(2) 結果の通知

申請者及び介護施設等の長あてに結果を通知します。

(3) 借用証書等の提出

貸付けの決定等を受けた者は、次に掲げる書類を提出してください。

【提出書類】

- ・ 借用証書（様式第7号）⁹
- ・ 振込口座届出書（様式第8号）
- ・ 通帳（名義、支店、口座番号が記載されている面）のコピー
- ・ 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書

(4) 受講資金の交付

受講資金の交付については、交付のお知らせによって通知することとし、必要書類の受領後、速やかに交付します。

⁹ 借用証書（様式第7号）には、借用金額に応じた額の印紙を借受人が貼付してください（本手引書の記入例参照）。

4 貸付契約の解除

借受人に次の事項のいずれかに該当する事実が生じたときは、貸付契約の解除を行います。

解除を行うときは、書面により借受人（借受人が死亡した場合にあっては、その相続人）及び連帯保証人に通知します。

【事項】

- ① 退学
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったこと
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められること
- ④ 死亡
- ⑤ 貸付けの辞退
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、受講資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認めるに足りる相当の理由があること

5 再受験・返還免除対象業務従事予定者

(1) 再受験予定借受人

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により、実務者研修施設を修了した日から1年以内に介護福祉士国家試験を受験できなかった場合又は介護福祉士国家試験に合格できなかった借受人で、修了した年度の翌年度又は翌々年度の国家試験を受験する意思がある者をいいます。

【認定の手続き】

修了した日から1年以内に実施される国家試験の合格発表の日から起算して20日以内に、再受験予定借受人認定申請書（様式第18号）、不合格通知書（やむを得ない理由により受験できなかった場合はそれを証する書類）を提出してください。

【決定方法】

書類審査を行い、書面により結果を通知します。

(2) 返還免除対象業務従事予定借受人

実務者研修施設を修了した日から1年を経過する日までに、介護福祉士の資格を取得し、宮崎県の区域において、返還免除対象業務以外の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の業務（以下「返還免除対象外社会福祉業務」という。）に従事することを開始し、かつ、引き続き対象外社会福祉業務に従事している借受人で、宮崎県の区域において、対象業務に従事する意思がある者をいいます。

【認定の手続き】

対象外社会福祉業務に従事した日から起算して20日以内に、返還免除対象業務従事予定借受人認定申請書（様式第16号）、資格の登録を受けたことを証する書類、業務従事届出書（様式第17号）を提出してください。

【決定方法】

書類審査を行い、書面により結果を通知します。

6 返還

借受人に次の事項に該当する事実が生じたとき（再受験・返還免除対象業務従事予定者については、別表1を参考）は、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して15か月間（返還の債務の猶予がなされたときは、この期間と当該猶予の期間と合算した期間）内に、返還しなければなりません。

返還方法は、月賦又は半年賦の均等払としますが、繰上償還を行うこともできます。

【事項】

- ① 受講資金の貸付契約を解除されたとき。
- ② 実務者研修施設を修了した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は宮崎県の区域において対象業務に従事しなかったとき。
- ③ 宮崎県の区域において、対象業務に従事しようとする意思がなくなったとき。
- ④ 実務者研修施設を修了した日から1年を経過する日までの間に、死亡し、又は心身の故障により対象業務に従事することができなくなったこと（貸付実施細則第7条第1項第1号②に該当する場合を除く。）。
- ⑤ 実務者研修施設を修了した日から1年を経過する日までの間に、返還の債務の履行の猶予がなされなかったとき。

【返還の手続き】

返還の理由が生じた日から起算して20日以内に、返還方法申出書（様式第20号）を提出してください。

【償還開始】

償還開始については、書面にて通知し、償還計画票及び払込票により返還していただきます。

(別表1) 【再受験予定借受人】

- ① 実務者研修施設を修了した日（以下「基準日」という。）から1年以内に実施される国家試験の翌年度又は翌々年度の国家試験に合格した者
⇒当該試験に合格した日から1年を経過したこと
- ② 基準日から1年以内に実施される国家試験の翌々年度の国家試験に合格しなかった者
⇒当該試験に合格しなかったこと
- ③ 基準日から1年以内に実施される国家試験の翌年度の国家試験を受験しなかった者
⇒実務者研修施設を修了した日から1年を経過したこと

【対象業務従事予定借受人】

- ① 実務者研修施設を修了した日（以下「基準日」という。）から1年以内に対象外社会福祉業務に従事しなくなった者（対象外社会福祉業務に従事しなくなった後速やかに対象業務に従事した者を除く。）
⇒基準日から1年を経過したこと
- ② 基準日から1年を経過した日から起算して1年以内に対象外社会福祉業務に従事しなくなった者（対象外社会福祉業務に従事しなくなった後速やかに対象業務に従事した者を除く。）
⇒対象外社会福祉業務に従事しなくなったこと
- ③ 上記以外の者
⇒基準日から2年を経過したこと

7 返還の猶予

借受人に次の事項に該当する事実があるときは、その事実が継続している間は、受講資金の返還の債務の履行を猶予します。

【事項】

- ① 受講資金の貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた実務者研修施設に在学していること。¹⁰
- ② 貸付決定時に在学していた実務者研修施設を修了後、引き続き、他種の養成施設等¹¹において修学していること。
- ③ 実務者研修施設を修了した日から1年を経過する日（再受験・返還対象業務従事予定貸付者については、別表2に定める日）までに、宮崎県の区域において、介護福祉士として対象業務に従事する事を開始し、かつ、引き続き対象業務に従事していること。
12 13
- ④ 災害、疾病その他やむを得ない理由により、受講資金の返還が困難であること。

(別表2) 【再受験予定借受人】

実務者研修施設を修了した日から1年以内に実施される国家試験の翌年度又は翌々年度の国家試験に合格した日から1年を経過する日

【返還免除対象業務従事予定借受人】

実務者研修施設を修了した日から2年を経過する日

【返還猶予の手続き】

返還猶予申請書（様式第25号）に、次に掲げる書類を添付して提出してください。

- ① 実務者研修施設等に在学している場合
 - ・ 当該実務者研修施設等の長が発行する在学証明書
- ② 介護福祉士として対象業務に従事している場合

10 実務者研修施設に在学していることから、対象となります。

11 介護福祉士実務者受講施設を修了した借受人にあつては社会福祉士を養成する養成施設等になります。

また、他種の養成施設等には、福祉系大学や看護師養成所は含まれません。

ただし、学生であることによる経済状況等を考慮し、福祉系大学等において引続き学生になる場合においては、「その他やむを得ない理由」として返還を猶予します。

12 対象業務の従事とは、国家資格取得後の業務のことをいい、国家資格の登録を受けて、宮崎県の区域で対象業務に従事した日の属する月から業務開始とみなします。

13 結婚等の理由で返還の当然免除要件の年数未滿で離職した場合、離職した翌月より償還が開始されますが、償還期間が終了する以前に復職すれば、その後の返還を猶予することができます。

復職が償還日前の場合は、復職した月から返還猶予、復職が償還日後の場合は、復職した月の翌月から返還猶予となります。

- ・ 資格の登録を受けたことを証する書類
 - ・ 業務従事届出書（様式第17号）
- ③ その他
- ・ その状況を証明する書類

【決定方法】

書類審査を行い、書面により結果を通知します。

8 返還の免除

(1) 当然免除について

借受人に次の事項に該当する事実が生じたときは、その者に係る受講資金の返還の債務を免除します。

【事項】

- ① 実務者研修施設を修了した日から1年を経過する日（特別の事業にある借受人については、手引き9ページ別表2に定める日）までに、宮崎県の区域において、介護福祉士として対象業務に従事し、かつ、2年間対象業務に従事したこと。^{14 15 16 17 18}
- ② 前項の事実が継続している間に、対象業務上の理由により死亡し、又は対象業務に起因する心身の故障のために当該業務に従事することができなくなったこと。

(2) 裁量免除について

借受人に次の事項に該当する事実が生じたときは、当該各号に定める額の範囲内で返還の債務を免除します。

【事項】

- ① 死亡し、又は心身の故障のために受講資金を返還することができなくなったこと¹⁹

14 当然免除要件となる2年間とは、在職期間が通算730日以上であり、かつ介護等の業務に従事した日数が360日以上必要となります。

15 当然返還免除要件となる2年間の業務は、原則、連続している必要がありますが、当初就職した事業所を退職し、新たな就職先を探している場合など、連続している状態と同視できる特段の事業がある場合には、通算できますが、業務従事期間には算入しません。

一方、結婚等の理由で返還の当然免除要件の年数未滿で離職した場合、翌月より償還が開始されますが、償還期間が終了する以前に復職すれば、その後の返還を猶予することができます。ただし、その後業務に継続して従事し、離職前の業務従事期間と足し合わせて当然免除要件を満たした場合でも、復職するまでに返還した貸付金については返還免除の対象とはなりません。

16 相談援助業務又は介護等業務いずれかの対象業務に従事すればよく、相談援助業務から介護等業務へ、あるいはその逆に変更した場合も業務従事期間に算入します。

ただし、介護福祉士実務者研修施設の借受人は「介護福祉士」の国家資格取得が前提となります。

17 ホームヘルパー・家政婦等の対象業務に従事した者について、当然免除を行う場合においては、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間を含めることができるものとし、同時に2つ以上の事業所等において対象業務に従事した期間は1つの期間として計算し、通算しないものとします。

18 他種の養成施設等における修学、災害、疾病その他やむを得ない事由により対象業務に従事できなかった場合は、引き続き対象業務に従事しているものとみなしますが、業務従事期間には算入しません。

また、やむを得ない理由とは、育児休業や産休期間中等、対象業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を言います。

19 相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用します。

⇒返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。

- ② 長期間所在不明となっている場合等受講資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したこと ⇒返還の債務の額の全部又は一部。

【返還免除の手続き】

返還免除申請書（様式第13号）に、次に掲げる書類を添付して提出してください。

- ① 介護福祉士として対象業務に従事している場合
- ・ 資格の登録を受けたことを証する書類
 - ・ 返還免除対象業務従事期間証明書（様式第14号）
- ② その他
- ・ その状況を証明する書類

【決定方法】

書類審査を行い、書面により結果を通知します。

(3) 業務従事期間の計算方法

業務従事期間は、国家資格取得後の業務のことをいい、国家資格の登録を受けて、県内で対象業務に従事した時から起算します。

従って、国家資格の登録日が業務従事開始日以降となった場合は、登録日の属する月から業務従事期間として算定しますので、御留意ください。

業務従事期間の計算は、月数によるものとし、介護等の対象業務に従事した日の属する月から、当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入します。

ただし、当該業務従事期間中に、他種の養成施設等における修学、災害、疾病その他やむを得ない事由により対象業務に従事できなかった期間があるときは、それらの事実が生じた日が属する翌月から、それらの事実の終了する日の属する月までの月数を除くものとします。

また、1日あたりの就業時間が短時間の場合であっても、1日勤務したものとみなします。

9 延滞利息

借受人が、正当な理由がなくて、最終償還日までに受講資金を返還しなかったときは、最終償還日の翌日から償還が終了する日までの期間の日数に応じ、滞納額につき年5%の割合（2月29日を含む1年についても、同じ割合とする。）による遅延利息が発生します。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しません。

10 届出

次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める書類を提出してください。

	事 項	届出書類	様 式
借 受 人	連帯保証人が変更したとき	連帯保証人変更届 ※印紙200円の貼付が必要です。	様式第9号
		新連帯保証人の印鑑証明書	—
	返還方法の変更をするとき	返還方法変更申出書	様式第21号
	住所・氏名などを変更したとき	借受人住所等変更届出書	様式第27号
		証明する書類 (戸籍抄本、住民票等)	—
	退学したとき	借受人退学届出書	様式第28号
	実務者研修施設等を修了したとき	養成施設等修了届出書	様式第29号
		修了証書(写)	—
	連帯保証人の住所・氏名に 変更があったとき	連帯保証人住所等変更届出書	様式第30号
		証明する書類 (戸籍抄本、住民票等)	—
返還猶予を受けている者が 従事先を変更したとき	従事先変更届出書	様式第31号	
対象業務に従事することを 中止したとき	退職届出書	様式第32号	
返還猶予を受けている事由に 変更があったとき	返還猶予事由変更届出書	様式第33号	
連 帯 保 証 人	連帯保証人に係る借受人が 死亡したとき	借受人死亡届出書	様式第34号
		事実を証明する書類 (住民票の除票等)	—

1 1 現況報告

受講資金の返還の猶予を受けている者は、毎年4月1日現在の状況について、4月15日までに現況報告を行ってください。

【現況報告の手続き】

借受人現況報告書（様式第35号）に次に掲げる書類を添付して提出してください。

- ① 介護福祉士として対象業務に従事している場合
 - ・ 返還免除対象業務従事期間証明書（様式第16号）
- ② その他
 - ・ その状況を証明する書類

1 2 提出先及び問合せ先

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会／福祉人材センター 福祉人材貸付相談室
〒880-8515 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター人材研修館4階
TEL：0985-61-2424 FAX：0985-26-2828

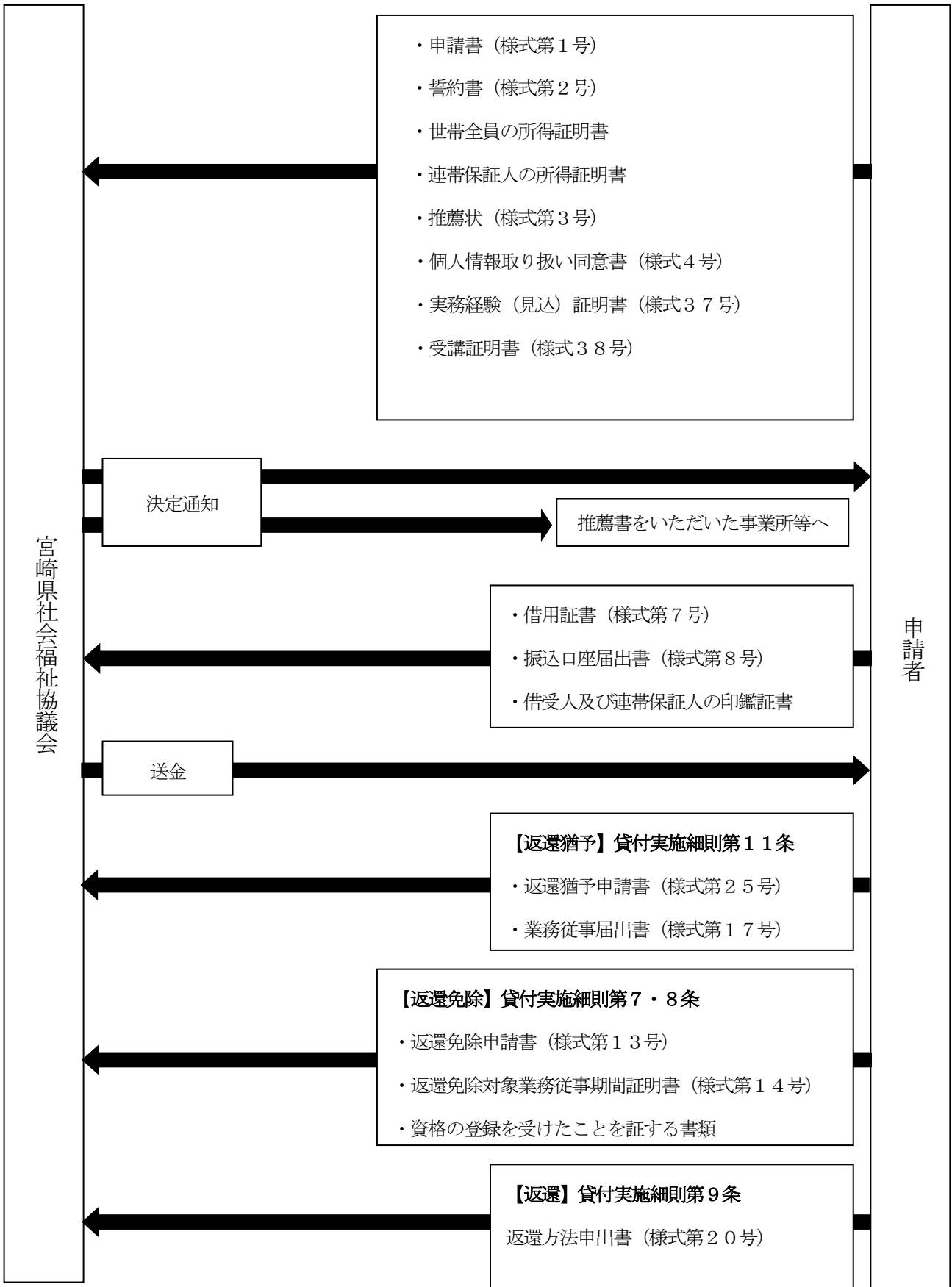
13 各種申請・届出等に必要な書類一覧

事 項		書 類		様 式	
貸付けの申請をするとき		貸付申請書		様式第1号	
		誓約書		様式第2号	
		所得証明書 (最新のもので、本人及び生計を同一する家族で所得のある者全員分、連帯保証人)		—	
		施設等の長の推薦状		様式第3号	
		個人情報取り扱い同意書		様式第4号	
		実務経験(見込)証明書		様式第37号	
		受講証明書		様式第38号	
貸付けの決定等を受けたとき		借用証書		様式第7号	
		振込口座届出書		様式第8号	
		借受人及び連帯保証人の印鑑証明書		—	
貸付期間中に受講資金の貸付けを辞退するとき		貸付契約解除申出書		様式第11号	
特別な事由にある借受人の認定を受けようとするとき	再受験予定借受人	再受験予定借受人認定申請書		様式第18号	
		やむを得ない事由を証する書類		—	
	対象業務従事予定借受人	返還免除対象業務従事予定借受人認定申請書		様式第16号	
		資格の登録を受けたことを証する書類		—	
		業務従事届出書		様式第17号	
返還をするとき		返還方法申出書		様式第20号	
返還の猶予を受けようとするとき		返還猶予申請書		様式第25号	
		添付書類	①養成施設等に在学している場合	当該養成施設等の長が発行する在学証明書	—
返還の猶予を受けようとするとき		添付書類	②介護福祉士として対象業務に従事している場合	資格の登録を受けたことを証する書類	—
				業務従事届出書	様式第17号
		③その他	その状況を証明する書類	—	

事 項	書 類		様 式	
返還の免除を受けようとするとき	返還免除申請書		様式第13号	
	添付書類	①介護福祉士として対象業務に従事している場合	資格の登録を受けたことを証する書類	—
			返還免除対象業務従事期間証明書	様式第14号
		②その他	その状況を証明する書類	—
連帯保証人が変更したとき	連帯保証人変更届出書 ※200円の印紙の貼付が必要です。		様式第9号	
	新連帯保証人の印鑑証明書		—	
返還方法の変更をするとき	返還方法変更届出書		様式第21号	
借受人の住所・氏名などを変更したとき	借受人住所等変更届出書		様式第27号	
	証明する書類（戸籍抄本、住民票等）		—	
退学したとき	借受人退学届出書		様式第28号	
養成施設等を修了したとき	養成施設等修了届出書		様式第29号	
	修了証書（写）		—	
連帯保証人の住所・氏名に変更があったとき	連帯保証人住所等変更届出書		様式第30号	
	証明する書類（戸籍抄本、住民票等）		—	
返還猶予を受けている者が従事先を変更したとき	従事先変更届出書		様式第31号	
対象業務に従事することを中止したとき	退職届出書		様式第32号	
返還猶予を受けている事由に変更があったとき	返還猶予事由変更届出書		様式第33号	
連帯保証人に係る借受人が死亡したとき	借受人死亡届出書		様式第34号	
	事実を証明する書類（住民票の除票等）		—	
現況報告 (返還の猶予を受けている者)	借受人現況報告書		様式第35号	
	添付書類	①介護福祉士として対象業務に従事している場合	返還免除対象業務従事期間証明書	様式第14号
			②その他	その状況を証明する書類

14 貸付けの流れ

〔介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請手続・契約等の流れ〕



資料集

- 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付実施細則
- 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等（介護福祉士実務者研修受講資金）貸付実施細目
- 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）
- 介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度＜様式及び記入例＞